

わらすこ広場改修業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

わらすこ広場の利用児童の年齢を 12 歳まで拡大するにあたり、保護者ニーズに対応した安全で快適な遊び場の整備を行うために必要となる、内装工事の設計及び施工、遊具の設置、関連備品の設置、衛生器具の更新を行うことを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業務名
わらすこ広場改修業務委託
- (2) 業務内容
別紙「わらすこ広場改修業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務委託期間
仮契約締結後、議決承認日の翌日から令和 9 年 3 月 15 日まで
- (4) 提案上限額
194,975,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）
- (5) 選定方法
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づく随意契約を前提とした公募型プロポーザル方式により、本件にかかるプロポーザル選定委員会を設置し、随意契約の候補者を選定する
- (6) 公募方法
新庄市ウェブサイトを実施要領、仕様書及び参加申込書等の様式集を掲載し、提案を公募する。
- (7) スケジュール

内容	日時
公告	令和 8 年 6 月 15 日（月）
現地見学会	令和 8 年 6 月 24 日（水）午前 10 時～正午
参加申込書提出期限	令和 8 年 6 月 26 日（金）午後 5 時（必着）
参加資格審査結果通知	令和 8 年 7 月 1 日（水）
質問書提出期限	令和 8 年 7 月 10 日（金）
提案書提出期限	令和 8 年 7 月 17 日（金）午後 5 時（必着）
事前審査結果通知	令和 8 年 7 月 21 日（火）
プレゼン提案	令和 8 年 7 月 31 日（金）
審査結果通知	令和 8 年 8 月 7 日（金）
見積徴収期限	令和 8 年 8 月 21 日（金）
仮契約締結期限	令和 8 年 8 月 28 日（金）

3 応募者の要件

本件プロポーザルに参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、「単独事業者」又は「複数の事業者で構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）」のいずれかとし、以下の要件をみたすこと。

(1) 単独事業者の場合

- 4 応募者の参加資格に示す、「(1) 応募者共通の参加資格」、「(2) 設計事業者の参加資格」及び「(3) 工事施工事業者の参加資格」を全て満たすこと

(2) コンソーシアムの場合

- 設計事業者、工事施工事業者、遊具製作事業者等の2ないし3者(以下「構成員」という。)で構成されるグループであること
- 全ての構成員が、4 応募者の参加資格に示す、「(1) 応募者共通の参加資格」を満たすこと
- 構成員のうち少なくとも1者以上が「(2) 設計事業者の参加資格」、「(3) 工事施工事業者の参加資格」を満たすこと
- 構成員から代表となる事業者を定め、当該事業者が応募手続きを行うこと
- 構成員が、仕様書に掲げる業務のうち、いずれの業務を実施するか明らかにすること。なお、一事業者が仕様書に掲げる複数の業務を兼ねて実施すること又は各業務を複数の事業者で分担することは差し支えない
- 構成員の変更及び追加は原則認めない。ただし、企画提案書の提出期限までに、変更せざるを得ない事業が生じた場合であって、協議の上、市が認めた場合はこの限りでない
- 構成員のいずれかが、他のコンソーシアムの構成員ではないこと

4 応募者の参加資格

(1) 応募者共通の参加資格

1. 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
2. 新庄市競争入札参加資格者指名停止要綱（令和2年告示第27号）に基づく指名停止を受けていないこと
3. 新庄市建設工事請負契約約款第49条第1項第11号の規定（「暴力団排除条項」）に該当しないこと
4. 健康保険、厚生年金及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業所で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事務所に該当しない場合を除く
5. 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと

6. 新庄市財務規則第94条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること
- (2) 設計事業者の参加資格
1. 主たる事業所が一級建築士事務所であること
 2. 建築士法の規定に基づく一級建築士の資格を有する管理技術者を配置できること
 3. 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定に基づく事務所の閉鎖命令を受けていない者
 4. 工事監理者を配置できること
- (3) 工事施工事業者の参加資格
1. 特定建設業又は一般建設業（建築一式工事）の許可を受けていること
 2. 新庄市内に本社または営業所を有し、建築一式工事においてB等級以上に格付けされた者とする
 3. 次に掲げる要件を満たす監理技術者を本工事に専任で配置できるとともに現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人と監理技術者とは兼務できるものとする
 - ① 1級（種別を「建築」とするものに限る。）建築施工管理技士
 - ② ①と同等以上の資格を有すること。

5 参加申込

応募者は、次により書類を提出すること。

- (1) 提出書類 各正本・副本1部
- 参加申込書（様式1号）
 - 参加資格確認申請書（様式2号）
 - 業務実施体制調書（様式3号）
 - 配置予定技術者に関する調書、現場代理人に関する調書（様式4号）
 - 技術者の資格等を証明する書類（資格者証等の写し）
 - 雇用関係を証明する書類（資格確認書、監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料の写し）
 - 次に掲げる受託実績がある場合（コンソーシアムの場合は、構成員が単独事業者として、又は、共同企業体やコンソーシアムの構成員として受託実績がある場合を含む。）は、業務実績調書（様式5号）及び、当該実績を確認できる書類（請負契約書または契約を証する書類等）の写し（ただし、平成23年4月1日以降の実績に限る。）
 - 延べ面積1,000㎡以上の児童福祉施設又は屋内遊戯施設の設計業務の受託実績（共同企業体やコンソーシアムの構成員である場合も含む。）
 - 延べ面積1,000㎡以上の公共建築物（児童福祉施設又は学校、屋内遊戯

施設に限る)の建設工事請負実績(共同企業体やコンソーシアムの構成員である場合も含む。)

- (2) 提出場所
新庄市沖の町10番37号 新庄市子育て推進課保育推進係
- (3) 提出方法
持参又は郵送
※持参の場合は、土日、祝日を除く午前8時30分から午後5時
- (4) 留意事項
 - 提出期間内に参加申込書類の提出がなかった場合は、本プロポーザルには参加できない
 - 提出後における参加申込書類の差し替えは認めない
 - 提出された参加申込書類は、一切返還しない

6 資格審査

提出された参加申込書および添付書類に基づき、応募者のプロポーザルへの参加資格要件について、子育て推進課において審査し、参加資格の可否を応募者全てに通知する。

7 質問及び回答

質問は、質問書(様式6号)により、質問書提出期限までに電子メールで担当部署宛に送付すること。回答は、全ての応募者に対して、7月15日(水)午後5時までに電子メールにて行うものとする。

8 企画提案

参加を認められた応募者は、次の書類を作成し提出すること。なお、提出書類は、仕様書の内容、及び、以下に掲げる内容に沿って作成すること。

- (1) 提出書類 各正本1部・副本10部・電子データ1部(CD-ROM等)
 - 企画提案書(任意様式)
 - 基本的なコンセプトの提案
 - 仕様書に掲げるエリア毎の提案
 - ◆ 未満児エリア(0~2歳程度を想定)
 - 乳児期と幼児期の異なる活動量に配慮したゾーニングと安全対策
 - ゾーニングの目的に応じた遊具の配置
 - 利用者の利便性向上と、相談支援の実施を考慮した空間作り
 - ◆ 以上児エリア(3~12歳程度を想定)
 - 幼児・学童の年齢別の活動量に応じたゾーニングと安全対策
 - ゾーニングの目的に応じた遊具の配置
 - 利用者の利便性向上や、児童の見守り

- ◆ 休憩エリア
 - ◆ エリア全体の共通仕様
 - ◆ その他関連業務等
 - 維持管理方法の提案
 - 工程・実施体制
 - その他独自提案など
 - 概要図（イメージパース図等）
 - 配置図（平面図等）
 - 業務工程表（任意様式）
 - 設置遊具等一覧表（任意様式）
 - 概算見積書（任意様式）
- (2) 提出場所
5 (2) に同じ
- (3) 提出方法
5 (3) に同じ

9 事前審査

書類を提出した応募者が 5 者を超えた場合、別表の審査基準表に基づき子育て推進課において書類審査を行い、評価点の上位 5 者のみプレゼンテーションを実施できるものとする。

10 プレゼンテーション実施

- (1) 実施会場
新庄市役所東庁舎 201・202 会議室（新庄市沖の町 10 番 37 号）
- (2) 実施方法
- 出席人数は、企画提案書の内容を熟知している者で、業務実施体制調書において示す者から 6 人以内とする
 - プレゼンテーションに使用するプロジェクター及びスクリーン、マイクは市において用意するが、パソコン等の機器については、事業者が用意すること
 - 事業者の持ち時間は、プレゼンテーション 30 分、選定委員会からの質疑応答 15 分の合計 45 分以内とする
 - プレゼンテーションの順番は、提出書類の受付順とする
 - プレゼンテーション参加者は、他の事業者の企画提案を傍聴できない
 - プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書の内容に限定する
 - 追加提案の説明や追加資料の配付は認めない

11 審査方法

別表の審査基準表に基づき、次のとおり選定委員会において決定する。

- (1) 企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容をもとに審査した結果、最高評価点を得た応募者を業務受託候補者とする
ただし、評価点が満点の6割に満たない場合は、業務受託候補者として認めないものとする
- (2) 最高評価点の者が2者以上となった場合は、審査基準表の「(4)企画提案」の評価の合計点数が最も高い者を業務受託候補者とする。合計点数も同じ場合は、概算見積額の低い者を候補者とする。概算見積額も同じ場合は、委員会の委員の協議により決定するものとする
- (3) 応募者が1者のみの場合であっても、内容の審査を行い、選定の可否を決定する。ただし、(1)のとおり、評価点が満点の6割に満たない場合は、業務受託候補者として認めないものとする
- (4) 審査結果は、応募者に書面及び電子メールにて通知するとともに、審査結果及び業務受託候補者の提案概要（イメージパースの一部等）を市ウェブサイトで公表する

12 契約締結

業務受託候補者は、市と基本方針について協議を行い、合意を得た内容によって、改めて提案上限額以内で見積書を提出した後に、仮契約を締結するものとする。なお、業務委託候補者がコンソーシアムである場合、コンソーシアムの代表として定めた事業者を契約当事者とし、コンソーシアム構成員と共同で実施するための諸事項を定めた協定書を提出するものとする。

その後、新庄市議会の議決を得て、発注者が受注者に対して本契約とする旨の意思表示を行った時から効力を発生するものとする。

13 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合
- (3) 見積金額が提案上限額を超えている場合
- (4) プレゼンテーションに参加しない場合
- (5) 仮契約締結までに本実施要領に定める参加資格に該当しなくなった場合
- (6) その他本実施要領の諸条件に違反した場合

14 担当部署

〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号

新庄市子育て推進課保育推進係 担当：尾上

電話番号 0233-29-5812

電子メール kosodate@city.shinjo.yamagata.jp

(別表)

審査基準表

【配点基準】

A：非常に優れている B：優れている C：普通 D：やや劣っている E：著しく劣っている

審査項目	審査の視点	配点					評価基準
		A	B	C	D	E	
(1) 業務実績	延べ面積 1,000 ㎡以上の児童福祉施設又は屋内遊戯施設の設計業務の受託実績	10 (20 件以上)	8 (15 件以上)	6 (10 件以上)	4 (5 件以上)	2 (1 件以上)	
	延べ面積 1,000 ㎡以上の公共建築物（児童福祉施設又は学校、屋内遊戯施設に限る）の建設工事請負実績	10 (10 件以上)	8 (7 件以上)	6 (5 件以上)	4 (3 件以上)	2 (1 件以上)	
(2) 業務遂行能力	業務を行う上で適切な財政基盤及び能力を有しているか	5	4	3	2	1	
	担当者の経験や実績が十分に、専門的な知識及び知見を有しているか	5	4	3	2	1	
(3) 価格	概算見積額が適切で、コストを抑えた提案となっているか	5	4	3	2	1	
(4) 企画提案	基本的なコンセプト						
	子どもの心身の健やかな成長を図るための工夫や相談支援の充実に対する提案がなされているか	5	4	3	2	1	提案のコンセプト、全体の創意工夫
	親子が室内で安全に遊べ、子育て世代の交流が図れる工夫や提案がなされているか	5	4	3	2	1	全体の安全性に対する工夫、交流が図れる場の提案
	未満児エリア（0～2歳程度を想定）						
	乳幼児の年齢別の活動量に応じたゾーニングがされ、安全性に配慮したエリアとなっているか	10	8	6	4	2	安全性の確保、乳幼児の活動量に応じたゾーニング
ゾーニングごとに、その目的に応じて適切な遊具が選定されているか	10	8	6	4	2	ゾーニング・選定遊具の適切性、エリア全体の統一感	

審査項目	審査の視点	配点					評価基準
		A	B	C	D	E	
	利用者の利便性向上や、相談支援の実施を考慮した提案となっているか	10	8	6	4	2	収納の確保、授乳室の機能、相談室の機能
以上児エリア（3～12歳程度を想定）							
	幼児・学童の年齢別の活動量に応じたゾーニングがされ、児童の安全性に配慮したエリアとなっているか	10	8	6	4	2	安全性の確保、幼児・学童の活動量に応じたゾーニング
	ゾーニングごとに、その目的に応じて適切な遊具が選定されているか	10	8	6	4	2	ゾーニング・選定遊具の適切性、エリア全体の統一感
	利用者の利便性向上や、児童の見守りが行いやすい工夫がなされているか	10	8	6	4	2	収納の確保、見通しのよさを意識した遊具配置
休憩エリア							
	休憩エリアは今後の拡張性や多目的利用を意識した仕上となっているか	5	4	3	2	1	多目的利用や拡張性への提案、エリア全体の統一感
エリア全体の共通仕様							
	受付エリアは利用者の導線や、施設全体の見通しに配慮されているか	5	4	3	2	1	下足箱からの受付処理までの導線、事務エリアの仕上げ
	利用者の利便性や幼児・学童に使いやすい衛生器具となっているか	5	4	3	2	1	選定する衛生器具の利便性、エリア全体との雰囲気との統一感
その他関連業務 等							
	利用者が目的の場所を探しやすいサインになっており、デザイン等に統一感があるか	5	4	3	2	1	視認性、児童への配慮、エリア全体との雰囲気との統一感
	工程に無理がなく、実施体制が整っており、具体的で実現可能な提案となっているか	10	8	6	4	2	改修までの工程、実施体制、提案内容の実現可能性、具体性
(5) プレゼン	業務の理解度、わかりやすさ等	5	4	3	2	1	

審査項目	審査の視点	配点					評価基準
		A	B	C	D	E	
	質問内容の把握、回答の的確さ	5	4	3	2	1	

(1) 業務実績については、参加申込における提出書類から、それぞれの配点に記載されている実績件数に基づいて配点する

(2) 業務遂行能力については、応募者の財務状況や業務実施体制調書、配置予定技術者に関する調書における経歴に係る実績数と規模、現場代理人に関する調書における経歴に係る実績数と規模、受託実績を確認できる書類により、配点Cを基準点とした相対評価により配点する

(3) 価格については、見積項目の妥当性を考慮した上で、配点Cを基準点とした相対評価により配点する